

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長 〕
〔 地域振興局長 〕

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	この欄は「別紙」に記載すること。
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
＊事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

(別紙)

事業の範囲 (収集運搬用)

	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				積替保管
		石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	その他	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

備 考

(記入上の注意)

1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。

*石綿含有産業廃棄物とは：

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

*記載例

「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など

3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。

(第2面)

既に処理業の許可（ 他の都道府県のものを含 む。）を有している 場合はその許可番号 （申請中の場合は、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

